

平成30年3月定例教育委員会会議結果報告及び会議録（要点筆記）  
【一部非公開】

日 時：平成30年3月22日（木）15：30～16：50

場 所：古賀市役所 第2庁舎 402会議室

出席委員：長谷川教育長 石橋委員 米倉委員 小山委員 松本委員 大賀委員

欠席委員：なし

事務局：清水教育部長 簗原教育総務課長 木部学校教育課長兼主幹指導主事 力丸生涯学習推進課長 桐原青少年育成課長 星野文化課長 池見学校給食センター所長 伊丹指導主事 教育総務課庶務係（松尾、民谷）

傍聴者：0名

付議事項：

1. 開会
2. 教育長あいさつ
3. 諸 報 告
  - (1) 教育長報告
  - (2) 教育委員情報交流 なし
  - (3) 教育委員会報告
    - ・市議会第1回定例会について
    - ・社会資本整備総合交付金に係る都市再生整備計画の事後評価について（生涯学習センター及び周辺施設整備工事）
    - ・学校施設環境改善交付金に係る施設整備計画の事後評価について（花鶴小学校校舎外壁等改修工事）
    - ・平成30年度古賀市立小中学校 学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱について
4. 議案

（第21号議案は古賀市教育委員会会議規則第11条により非公開）

番 号	件 名	議決年月日	議決結果
第9号議案	平成30年度古賀市教育行政の目標と主要施策の策定について	H30.3.22	原案可決
第10号議案	古賀市学校施設長寿命化計画の策定について	H30.3.22	原案可決
第11号議案	古賀市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について	H30.3.22	原案可決
第12号議案	古賀市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則の制定について	H30.3.22	原案可決
第13号議案	古賀市立小中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について	H30.3.22	原案可決
第14号議案	古賀市学童保育所条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	H30.3.22	原案可決
第15号議案	古賀市学校運営協議会規則の制定について	H30.3.22	原案可決
第16号議案	古賀市青少年総合センター条例施行規則を廃止す	H30.3.22	原案可決

	る規則の制定について		
第17号議案	古賀市青少年支援センター設置運営要綱の制定について	H30.3.22	原案可決
第18号議案	古賀市適応指導教室運営規則を廃止する規則の制定について	H30.3.22	原案可決
第19号議案	古賀市適応指導教室条例施行規則の制定について	H30.3.22	原案可決
第20号議案	教育委員会事務局及び教育機関の職員（県費負担教職員を除く）の人事について	H30.3.22	原案可決
第21号議案	県費負担教職員の進退に係る内申について	H30.3.22	原案可決

5. 協議事項 なし
6. その他事項
  - (1) 各課（所属）等報告
  - (2) その他
7. 閉会

会議内容：以下のとおり

1. 開会
  - 15時30分、議長が開会を宣言。
2. 教育長あいさつ
3. 諸報告
  - (1) 教育長報告  
(行事等)
    - ・小中学校卒業式へのご出席ありがとうございました。小中学校とも寒い卒業式でした。入学式は晴れたらいいなと思っております。
    - ・3月議会について。当初予算審査特別委員会で、エアコンの質疑があった。エアコンの設置順は青柳小から学校順に設置することとしていますが、順番はどのように決めたのかという質問があった。最終的には教育長の私が決めましたということで伝えております。11校一斉に付けられる方法を考えたが、現時点での財源の問題、今後の入れ替えやメンテナンスが同時期にくるという問題もあり、4年がかりでつけていくということとなった。校区別につけていくか、28・29年度の一番暑い時期に室温を測ってもらっていたので、それを基にするかということになります。芝生が張っていて涼しいのではないか、山に近いから涼しいのではないかなどいろいろありますので、学校のできた順としております。3年間ずれますけれど、ご理解をいただきたいと思っております。
  - (2) 教育委員情報交流 なし
  - (3) 教育委員会報告

石橋議長 教育委員会報告をお願いします。

教育部長 私からは、3月の第1回市議会定例会について報告します。まず3月に上程しました教

育委員会関連議案の審議状況を報告いたします。議案は全部で3件ございます。まず、条例案件である、古賀市スポーツ推進審議会条例の制定についてです。5日に開催された常任委員会において審議されました。また、予算案件である平成30年度一般会計予算案についても、12日から15日の予算審査特別委員会にて審議されております。両案とも27日の最終日に委員長報告がされた後、質疑、討論、採決となります。教育長の任命に関する同意の案件につきましては、2日の本会議にて全員賛成で同意を得まして、長谷川教育長の続投が決定いたしました。

一般質問については、4名の議員から6案件ございました。吉住議員から要保護児童、青少年支援の連携についての質問でした。その中で青少年支援センター業務の対象年齢についての問いがあり、概ね20歳前後であるという答弁をしております。また、私有地の市指定文化財保護について質問がありました。奴間議員からは子どもの健康づくりは持続可能なまちづくりへの投資というタイトルで質問がありました。血液検査やピロリ菌検査の実施についてのお問い合わせがっております。古賀市では学校現場や糟屋医師会とも協議しまして、血液検査は実施しておりませんし、今後もそういう状況ではないと判断しております。平木議員からは、女性や若者に選ばれる子育て・教育応援都市こがの達成に向けてというタイトルで質問がありました。学童保育や放課後の子どもの居場所についての質問がありました。今後も努力していくという答弁をしております。阿部議員からは、日本一住みたいまち古賀市のさらなる前進を期待してというタイトルで質問がありました。文化芸術の振興の考えについて市長に質問がありました。市長からは文化を生かした人づくり、まちづくりを行っていきたいという旨の答弁がありました。

石橋議長 社会資本整備総合交付金に係る都市再生整備計画の事後評価について（生涯学習センター及び周辺施設整備工事）、学校施設環境改善交付金に係る施設整備計画の事後評価について（花鶴小学校校舎外壁等改修工事）について、一括して報告ください。

教育総務課長 1件目について、これは生涯学習センターを建設した時に、国から補助金をうけているのですが、その補助金の事務手続き上、事業完了後に市で事後評価をして、国土交通省に提出しなければならないこととなっております。そのため、別紙のとおり事後評価を作成、パブリックコメント後、有識者等で構成する評価委員会の評価を受け、別紙のとおり取りまとめております。内容は、事後評価手続きが適切であるかどうか、今後のまちづくりにどのように活かしていくかなどを記載しております。続きまして、学校施設環境改善交付金に係る施設整備計画の事後評価について（花鶴小学校校舎外壁等改修工事）。これも、花鶴小学校で外壁改修工事を行った際、国から補助金をうけているのですが、その補助金の事務手続き上、事業完了後に事後評価をして、国に提出しなければならないこととなっております。こちらの分は、パブリックコメント、評価委員会は必要なく、教育委員会が評価することとしており、整備の目標は特に問題はないことから、達成できたとしております。両案件とも、別紙のとおり国に提出する予定ですので、報告いたします。

石橋議長 平成30年度古賀市立小中学校 学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱について、学校

教育課をお願いします。

学校教育課長 内科医について、古賀東中学校が2名体制だったが、生徒数が400名をきったということで、1名体制となっております。耳鼻科医、眼科医はこれまでと同じです。学校歯科医についても古賀東中が1名減となっております。学校薬剤師は青柳小学校、古賀中学校、古賀北中学校で変更がっております。平成30年4月1日付で委嘱書を交付することとしております。

#### 4. 議案

石橋議長 第9号議案、平成30年度古賀市教育行政の目標と主要施策の策定について、提案をお願いします。

教育総務課長 (議案朗読)

平成30年度の古賀市教育行政の目標と主要施策については、前回の教育委員会において説明をしております。ご審議の程よろしくをお願いします。

石橋議長 何かご意見ありますか。

小山委員 これでいいと思います。

《第9号議案 原案可決》

石橋議長 第10号議案、古賀市学校施設長寿命化計画の策定について、提案をお願いします。

教育総務課長 (議案朗読)

長寿命化計画につきましては、1月の定例教育委員会で概要を説明いたしました。この度、3月12日までの間でパブリックコメントを実施しましたが、意見はありませんでした。1点のみ変更しております、それは30年度当初予算に空調設備設置工事の設計委託を計上し、本格的に動き始めたことから、その旨の追加記載を行い、表記を一部変更しております。それ以外は、変更はありません。

石橋議長 エアコンについて追記されたということです。ご意見ありますか。なければ議決とします。

《第10号議案 原案可決》

石橋議長 第11号議案、古賀市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について、提案をお願いします。

教育総務課長 (議案朗読)

この規則は、平成30年度から、古賀市少年センターの名称が変更することに伴い、公印の古賀市少年センター所長印を削除するものです。11ページの新旧対照表をご覧ください。別表の古賀市少年センター所長印を削除するものです。

石橋議長 ご意見ありますか。なければ議決とします。

《第11号議案 原案可決》

石橋議長 第12号議案、古賀市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則の制定について、提案をお願いします。

教育総務課長 (議案朗読)

この規則は、平成30年度から古賀市青少年総合センターが廃止されることから、規則

の該当部分を改正するものです。15ページの新旧対照表をご覧ください。第2条の2項の表中にあった、古賀市青少年総合センター、古賀市少年センターを削除し、古賀市青少年支援センターを追加します。その下、別表では、青少年育成課の事務分掌を条ずれも含めて整理したものです。

石橋議長 青少年支援センターの設置に伴い文言が変わったというものです。ご意見ありますか。なければ議決とします。

《第12号議案 原案可決》

石橋議長 第13号議案、古賀市立小中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について、提案をお願いしたい。

学校教育課長 (議案朗読)

外国語教育の早期化、教科化に向けて、来年度から移行期となることに伴い、授業日数を2日増やすということとしております。8月28日を8月26日に改め、夏季休業日を7月21日から8月26日までとしたいと考えております。

石橋議長 夏季休業日は教育委員会が決めていいのか。

学校教育課長 はい。

石橋議長 他にご意見ありますか。なければ議決とします。

《第13号議案 原案可決》

石橋議長 第14号議案、古賀市学童保育所条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、提案をお願いしたい。

学校教育課長 (議案朗読)

花見学童はこれまで2クラブありまして、45人と40人が定員でした。急増しており、松原ネットが中心となって使っている旧用務員室を使うことができるようになりました。旧用務員室に17人収容することができます。それによりクラブ数が2から3に増え、定員も合計して102名になります。

石橋議長 花見学童の人数が増えたことによる増設ということですか。ご意見ありますか。なければ議決とします。

《第14号議案 原案可決》

石橋議長 第15号議案、古賀市学校運営協議会規則の制定について、提案をお願いしたい。

学校教育課長 (議案朗読)

1月定例教育委員会の情報交流で協議をしていただいた内容です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、国がコミュニティ・スクール及び学校運営協議会の設置を努力義務としたことから、それぞれの学校の中の組織を生かし、会議の回数を増やすことなく、コミュニティ・スクールの看板を掲げることになりました。そこで、学校運営協議会の規則を制定したくお示ししております。第1条趣旨は、学校運営協議会に関し必要事項を定めることを規定しております。第2条協議会の目的は、学校が掲げる教育目標の実現に向け、協議会がめざす事項について規定しております。第3条設置では、学校ごとに協議会を置くものとしております。第4条委員は、協議会を構成する委員について規定しております。第5条任期については委員の任期について規定して

おります。第6条守秘義務等は委員に対する守秘義務及び禁止事項について規定しております。第7条学校運営に関する基本的な方針の承認については、協議会の承認を得なければならない事項について規定しております。第8条学校運営等に関する意見の申し出は、県及び市の教育委員会または校長に対し、協議会が学校の運営や採用等について意見ができる旨規定したものです。第9条学校運営等に関する報告及び評価は学校運営等について、協議会に報告し評価を受けることについて規定したものです。第10条住民参画の促進等は、協議会として学校の運営に対し地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めることについて規定したものです。第11条教育委員会による指導及び助言は教育委員会が行うべき指導や助言について規定したものです。第12条委任は、本規則を施行するに当たり更に必要な事項の制定について規定したものです。附則において、本規則の施行を平成30年4月1日としております。

石橋議長 何かお尋ねはありますか。

教育長 補足の資料を配っております。本来、国がおろしているコミュニティ・スクールの規則を簡略化しています。国から任命されたコミュニティ・スクールマイスターが福岡教育大学におられます。その森教授と学校教育課長、指導主事が十分に協議をし、校長会でもマイスターに来ていただき研修会をしております。組織などは簡略化しております。今までのPTA総会をPTCA総会とし、そこを学校運営協議会とする。あるいは、小野小は野幸山幸で小野校区運営協議会があります。舞の里小学校は開校当初から舞の里小学校教育推進連絡協議会があります。そういうものがないところは校区コミュニティとPTCAをうまく連携させた形で学校運営協議会にする。森教授から言われたのは、校長が示す学校経営の方針を地域の方に承認を得ることが必要だと指摘を受けております。それが古賀市はありませんでしたので、校長に依頼し、PTCA総会で、あるいは校区コミュニティの総会に出向いて行う。進捗状況は学校だよりなどを使って、住民、保護者に伝えていくという流れにしております。

石橋議長 学校運営協議会の規則を制定する必要があるということです。ご意見がなければ議決とします。

《第15号議案 原案可決》

石橋議長 第16号議案、古賀市青少年総合センター条例施行規則を廃止する規則の制定について、提案をお願いしたい。

青少年育成課長 (議案朗読)

青少年総合センター施設の廃止により規則を廃止するものです。

石橋議長 ご意見ありますか。なければ議決とします。

《第16号議案 原案可決》

石橋議長 第17号議案、古賀市青少年支援センター設置運営要綱の制定について、提案をお願いしたい。

青少年育成課長 (議案朗読)

古賀市青少年支援センターは、廃止予定の古賀市青少年総合センターに所在する少年センターに代わる組織です。第1条で設置の目的を記載しております。少年センターの相

談業務を移行するものです。第2条で所在地を古賀市生涯学習センター内としております。具体的には中央公民館の旧館長室に入ります。第3条業務について。少年センターから引き続き相談業務を行う施設と考えておりますので、青少年に相談に関すること、不登校や非行など青少年の相談業務が主になると考えております。第4条、第5条、第6条、第7条は利用時間等を規定しております。従来の少年センターの運用をそのまま引き継いだ形としております。

石橋議長 少年センターの名称を変更して、引き継ぐということです。ご意見ありますか。なければ議決とします。

《第17号議案 原案可決》

石橋議長 第18号議案、古賀市適応指導教室運営規則を廃止する規則の制定について、提案をお願いしたい。

学校教育課長 (議案朗読)

古賀市青少年総合センターの施設を廃止することに伴い、古賀市適応指導教室運営規則を廃止するものでございます。

石橋議長 ご意見ありますか。なければ議決とします。

《第18号議案 原案可決》

石橋議長 第19号議案、古賀市適応指導教室条例施行規則の制定について、提案をお願いしたい。

学校教育課長 (議案朗読)

第1条趣旨では、適応指導教室の条例施行に関し必要な事項を定めることに関し定めております。第2条開館時間は、適応指導教室の開館時間を規定し、指導員が勤務する時間となります。第3条休館日は、適応指導教室の休館日を定めております。第4条指導時間及び指導場所については、入級する児童生徒の指導時間及び主な活動場所を規定しております。第5条対象児童生徒は、適応指導教室の通級対象となる児童生徒を規定したものです。第6条職員は、適応指導教室条例第4条における必要な職員について規定したものです。来年度から適応指導教室に室長及び選任指導員を置くこととなります。第7条入級では、入級に必要な手続きについて規定しております。第8条通級は、児童生徒の通級に当たり、安全を確保するため、経路及び方法について保護者と協議することを規定したものです。

第9条退級は、退級に当たり必要な手続きについて規定したものです。第10条入級期間等は、入級機関が当該年度の末日までとしております。第11条出席日数は、適応指導教室に出席した日数を指導要録において出席の日数とみなすことについて規定したものです。第12条災害救済は、指導時間内又は通級途上に災害に遭った場合には、独立行政法人日本スポーツ振興センター法の災害共済給付対象となり、その対象範囲内で給付することについて規定したものです。第13条活動状況の報告です。適応指導教室に入級した児童生徒の出席状況、学習内容及び活動内容などを毎月学校長に報告することについて規定しております。第14条関係機関との連携については、学校その他関係機関との連携を図ることについて規定したものです。第15条補則では、本規則を施行するに当たり、更に必要な事項について規定したものです。附則において、施行期日を平

成30年4月1日としております。

石橋議長 青少年総合センターが廃止されることにより、適応指導教室条例施行規則を制定するのですね。

松本委員 場所はどこになるのですか。支援センターと同じ場所ですか。

学校教育課長 場所は支援センターとは異なります。独立して、花鶴川沿いの旧弁護士相談センターを使用して、適応指導教室を設けます。

石橋議長 他にありますか。なければ議決とします。

《第19号議案 原案可決》

石橋議長 第20号議案、教育委員会事務局及び教育機関の職員（県費負担教職員を除く）の人事について、提案をお願いしたい。

教育部長 （議案朗読）

今回の4月の異動につきましては、私、清水が市民部長に異動となりました。後任の教育部長には、青谷昇保健福祉部長が異動してまいります。課長級の異動につきましては、星野美香文化課長が保健福祉部介護支援課長に。文化課長の後任に力丸宏昭生涯学習推進課長が異動します。生涯学習推進課長には中村由果保健福祉部予防健診課長が異動します。また、池見裕治学校給食センター所長が監査事務局長へ。後任には辻勝規保健福祉部隣保館長が異動します。参事補佐級以外の異動については、別紙をご覧ください。

《第20号議案 原案可決》

石橋議長 第21号議案は後ほど審議することとします。

## 5. 協議事項 なし

## 6. その他事項

### (1) 各課（所属）報告

#### ア、教育部長

- ・人事異動について、2年間という短い時間でしたがありがとうございました。

#### イ、教育総務課

- ・平成30年度の古賀市学校健康管理医とストレスチェック面談医でございます。昨年に引き続き、舞の里の池田内科クリニックの池田先生にお願いすることとなりましたのでご報告いたします。

#### ウ、学校教育課

- ・不登校児童生徒数は記載のとおりです。
- ・スクールソーシャルワーカーへの相談状況について。保護者への対応や不登校児童生徒への対応等のおかげで、子どもたちの安定した生活、学校復帰につながっております。
- ・教職員の研修状況は記載のとおりです。

エ、生涯学習推進課

- ・生涯学習センターオープンに2年間携わり、いい経験をさせていただきました。引き続き、文化課において教育行政に携わってまいります。今後ともよろしく願いいたします。

オ、文化課

- ・チラシをご覧ください。平成29年度国史跡船原古墳速報展を3月29日から5月23日まで歴史資料館で開催します。29年度に船原古墳から出土した遺物を調査研究したものを報告させていただきます。
- ・2年間文化課でお世話になりました。子どもたちをはじめ、生涯学習の経験をさせていただきました。

カ、青少年育成課

- ・来年度も今年度オープンした、ししぶ児童センター等の子どもの居場所を更に充実させていきたいと考えております。

キ、給食センター

- ・給食の最終日は本日3月22日まで。給食開始は4月9日からとしております。
- ・前回報告した配送車の事故について、現在修理がだいたい終わっております。4月9日の給食開始日に向け準備を進めております。
- ・2年間お世話になりました。

(2) その他

教育総務課長 (行事予定表の説明)

庶務係長 (5月定例教育委員会の日程調整)

石橋議長 5月定例教育委員会は5月25日13時30分からとする。

石橋議長 最後に、第21号議案の議案審議に入ります。審議に入る前に審議の進め方ですが、第21号議案、県費負担教職員の進退にかかる内申については、人事に関する案件であることから非公開が適切と考えられます。会議は原則公開であるが、委員の発議により出席者の3分の2以上で決したときは非公開とすることができると定められていますから、公開・非公開について委員の議決をお願いしたいと思います。

小山委員 第21号議案県費負担教職員の進退にかかる内申について、非公開とすることを発議します。

石橋議長 第21号議案について、非公開とすることを発議がありました。この発議については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び第8項の規定により可否の決定を行います。非公開とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

委員 挙手全員

石橋議長 挙手全員です。第21号議案については、公開しないことに決定します。

(第21号議案 古賀市教育委員会会議規則第11条により非公開)

《第21号議案 原案可決》

#### 7. 閉会

議長が閉会を宣言し、16時50分閉会した。